

竜巻・突風の被災該当地区の組合員さんへ

前略 被災されました組合員の皆様にお見舞い申し上げますとともに、1日も早く復旧されますようご祈念いたします。

さて、C O・O P共済《たすけあい》《あいふらす》《ずっとあい》、C O・O P生命共済《あいあい》《新あいあい》、C O・O P火災共済にご加入の場合、共済金のお支払いができる場合があります。下記の内容に該当された場合は、お早めにコープ共済センター（埼玉生協ユアアイコン）[0120-551-779]までご連絡ください。

草々

記

商品名	災害入院	災害手術	災害通院	死亡	住宅災害
《たすけあい》	◎	○	○	◎	○
《あいふらす》	○	○	×	◎	×
《あいあい》	○	○	○	◎	×
《新あいあい》	○	○	○	◎	×
《ずっとあい》終身生命	×	×	×	◎	×
《ずっとあい》終身医療	◎	◎	×	×	×

◎:加入コースに関わらず、保障が付帯されているもの。

○:加入コースにより、保障の付帯有無が分かれるもの。

×:加入コースに関わらず、保障が付帯されていないもの。

おケガをされた場合

ケガの入院・手術・通院・死亡が対象になります。

- * ご加入の商品・コースにより上記の保障が付帯されていない場合もございます。詳しくはお手持ちの共済証書をご確認ください。
- * 《新あいあい》のケガの通院については、5日以上通院があった場合にのみ対象となります。

住宅（建物）や家財の損壊があった場合

C O・O P共済《たすけあい》にご加入の方

今回の竜巻・突風を直接の原因とした、被共済者の居住している住宅および家財の損害額が20万円以上となった場合お問い合わせください。

- * 《たすけあい》ジュニア18コースには、住宅災害共済金の保障はございません。
- * 実損害額を保障するものではありません。

C O・O P火災共済にご加入の方

今回の竜巻・突風を直接の原因とした災害により、建物の損害額が10万円を超える場合お問い合わせください。

C O・O P火災共済に自然災害共済を付帯されている方

建物を共済目的とするご契約の場合

今回の竜巻・突風を直接の原因とした災害により、建物の損害額が10万円を超える場合お問い合わせください。

家財を共済目的とするご契約の場合

今回の竜巻・突風を直接の原因とした、家財の損害額が10万円を超え、かつ、建物にも損害（損害程度は問いません）がある場合、お問い合わせください。

- * C O・O P共済《たすけあい》とC O・O P火災共済は認定基準に相違がありますのでご注意ください。
- * 実損害額を保障するものではありません。
- * 今回の竜巻・突風による門、塀、垣根その他の付属工作物および建物に付属する物置、納屋、車庫その他の付属建物への被害は対象とはなりませんのでご注意ください。